

## 常務理事会の運営について（申し合わせ）

### 1. 常務理事の選出について

- (1) 常務理事は、理事長を含め 7 名程度とする。
- (2) 常務理事は、理事会構成員の互選により決定する。理事会構成員とは会長・副会長・理事とする。
- (3) 理事長・常務理事の選出は臨時理事会にて実施する。臨時理事会は会長が招集する。まず理事長を選出した後に、常務理事 6 名を選出する。

### 2. 常務理事会の運営について

- (1) 常務理事会は、会長、副会長、理事長、常務理事で構成される。
- (2) 常務理事会は、原則として年 5 回程度とする。
- (3) 常務理事は、①研究・国際、②アウトリーチ、③広報、④総務、⑤編集の各委員会の委員長もしくは副委員長を担当する。原則、委員長となった常務理事は他の委員会の副委員長を兼務することはできない。
- (4) 常務理事が、やむを得ない事情により任期途中で業務を遂行できなくなった場合は、会長、理事長ならびに当該常務理事の協議によりその任を解くことができる。
- (5) 常務理事が欠員となった場合は、各委員会の副委員長を務める理事がその任を代行する。
- (6) 会議は、オンラインもしくは関東地区にて開催する。なお、常務理事会出席者には予算の範囲内で交通費を支給する。

付則 本申し合わせは、2021 年 3 月 19 日から施行する。

本申し合わせは、2024 年 5 月 25 日から施行する。